

報道各社御中 環境省広報室

鳥取県の水鳥糞便（2例目）における高病原性鳥インフルエンザ陽性、
秋田県および鳥取県の緊急調査チームの派遣について
(H28.11.21)

現時点での検査状況等について、以下のとおりお知らせします。

番号	都道府県	場所	種名	回収日	簡易検査	遺伝子検査	確定検査	監視重点区域指定状況
1	北海道	標津郡中標津町	オオハクチョウ	11/7回収	陰性	11/14陽性	11/21 鳥インフルエンザウイルス（H6N2亜型）と判明 *高病原性ではない	11/14 指定 11/21 12時解除
2	秋田県	秋田市	コクチョウ	11/15死亡	陽性	実施しない	11/21 高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5N6亜型）と判明	11/15 指定
3	秋田県	秋田市	コクチョウ	11/17死亡	陽性	実施しない	11/21 高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5N6亜型）と判明	11/15 指定
4	鹿児島県	出水市	環境試料（ねぐらの水）	11/14採取			11/18 高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5N6亜型）と判明	11/18 指定
5	鹿児島県	出水市	ナベツル	11/18	陰性	11/19陽性	確定検査機関で検査中	11/19 指定
6	鹿児島県	出水市	ナベツル	11/19	陰性	11/19陽性	確定検査機関で検査中	11/19 指定
7	鳥取県	鳥取市	コガモ糞便	11/15採取			11/21 高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5N6亜型）と判明	11/21 指定
8	<u>鳥取県</u>	<u>鳥取市</u>	<u>マガモ糞便</u>	<u>11/6採取</u>			<u>11/21 高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5N6亜型）と判明</u>	<u>11/21 指定</u>
9	<u>秋田県</u>	<u>秋田市</u>	<u>コクチョウ</u>	<u>11/17死亡（殺処分）</u>	<u>陰性</u>	<u>11/21陽性</u>	<u>確定検査機関で検査中</u>	<u>11/15 指定</u>

（太枠内下線が今回の情報です。）

【案件 No.2、3 について】

- ・ 野鳥緊急調査チームを 11月22日（火）～25日（金）現地に派遣し、鳥類の生息状況調査、死亡野鳥調査、飼育施設における採水等を実施します。

【案件 No.7 について】

- ・ 鳥取県鳥取市の事例については、野鳥緊急調査チームを 11月23日（水）～25日（金）現地に派遣し、鳥類の生息状況調査、死亡野鳥調査等を実施します。

【案件 No.8 について】

- ・ 11月21日、京都産業大学から、大学の独自調査により、鳥取県鳥取市において11月6日に採取したオナガガモ糞便から確定検査で高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5N6 亜型）が検出された旨報告がありました。
- ・ 採取場所はNo.7 と同一のため、すでに11月21日より周辺10 km圏内を野鳥監視重点区域に指定し、野鳥の監視を強化しています。

【案件 No.9 について】

・ 11月17日、秋田県秋田市の飼育施設において殺処分した飼育下のコクチョウ1羽でA型鳥インフルエンザウイルスの遺伝子検査を実施したところ、21日に陽性反応が出ました。この個体は、11月15日、17日に同所で死亡し21日に確定検査において陽性反応が出た個体（No.2、3）と同じ施設で飼育されていたものです。

・ 高病原性鳥インフルエンザの確定検査は北海道大学で実施予定です。確定検査には1週間程度かかります。検査の結果、陰性となる可能性もあります。

・ 11月15日より死体確認地点の周辺10 km圏内を野鳥監視重点区域に指定し、野鳥の監視を強化しています。

現時点では、遺伝子検査により陽性が確認されたものであり、病性は未確定、高病原性鳥インフルエンザの発生が確認されたわけではありません。

・ 今後、同施設で飼育されていた個体の結果については、同一施設での発生事例であること、また現地において野鳥の監視を実施していることから、今後(21日以降)は確定検査において高病原性鳥インフルエンザウイルスを確認した場合のみ発表することとします。

新たな地域との調整は、従来どおり、死亡野鳥等については、簡易検査、遺伝子検査陽性の段階で発表します。

なお、野鳥サーベイランスにおける全国の対応レベルについては、国内複数箇所発生時の「対応レベル3」にすでに引き上げております。

【参考：No. 2、3および9の案件】

1 主な経緯等

(1) 死亡鳥の確認地点

秋田県秋田市

(2) 経緯

- ・ 飼育下のコクチョウの死亡を確認(1例目11月15日および2例目17日)
- ・ 飼育施設において1例目15日、2例目17日に簡易検査を実施したところ、A型インフルエンザウイルスの陽性反応が出たと報告があった。
- ・ 15日、確認地点の周辺10 km圏内を野鳥監視重点区域に指定。
- ・ 21日(月) 北海道大学での確定検査の結果、2例とも高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5N6 亜型）と判明。
- ・ 17日に殺処分した個体(3例目)について、15日に簡易検査を実施したところ陰性であったが、遺伝子検査機関で検査を行ったところ、21日に陽性反応が出たと報告があった。北海道大学で確定検査を実施予定。

2 今後の対応

- (1) 野鳥監視重点区域において、野鳥の監視を一層強化。

(2) 都道府県宛に、動物園等における高病原性鳥インフルエンザへの対応強化通知を本日午後に発出予定。

3 野鳥緊急調査チームの派遣概要については以下のとおり。

日 程 11月22日(火)～25日(金)

人 数 野鳥等調査の専門業者および専門家4名程度

東北地方環境事務所が同行予定

主な調査内容 現地状況把握(鳥類の生息状況調査、死亡野鳥調査、異常個体の有無、飼育施設における採水、現地指導等

現地取材 場所：秋田県秋田市飯島古道下川端

時間：11月22日13:30～

調査結果速報 25日(金)発表予定

調査に関する問合せ先は、東北地方環境事務所野生生物(022-722-2786)

までお問い合わせください。

取材される場合の留意点

取材される際には、現場係員の指示に従ってください。また、家畜伝染病防疫上の観点から養鶏場への取材については、厳に慎むようお願いいたします。

調査日程については作業の進捗状況に合わせて刻々と変動すること、また、ウイルス拡散を防止する観点から、取材については上記場所の付近のみとさせていただきますので、ご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

生産者等の関係者や消費者が根拠のない噂などにより、混乱することがないよう、ご協力をお願いいたします。

【参考：No.7、8の案件】

1 主な経緯等

(1) 糞便の採取地点

鳥取県鳥取市

(2) 経緯

- ・ No.8について、11月21日、京都産業大学より、鳥取県鳥取市において、大学で独自に行っている渡り鳥糞便調査(11月6日に採取)により、オナガガモ糞便1検体から確定検査で高病原性鳥インフルエンザウイルス(H5N6 亜型)が検出された旨報告があった。

- ・ No.7の事例により、すでに21日に糞便採取地点の周辺10km圏内を野鳥監視重点区域に指定している。

2 今後の対応

(1) 野鳥監視重点区域において、野鳥の監視を一層強化。

(2) 「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」

(http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/manual/pref_0809.html に掲載) に準じて適切に対応。

3 野鳥緊急調査チームの派遣概要については以下のとおり。

日 程 11月23日(水)～25日(金)

人 数 野鳥等調査の専門業者2名程度

中国四国地方環境事務所及び鳥取県職員が同行予定

主な調査内容 現地状況把握(鳥類の生息状況調査、死亡野鳥調査、異常個体の有無) 現地指導等

現地取材 場所：鳥取県鳥取市金沢 湖山池公園休養ゾーン(福井駐車場)

時間：11月23日14:00

調査結果速報 25日(金)発表予定

調査に関する問合せ先は、中国四国地方環境事務所野生生物課(086-223-1561又は090-7353-3080)

取材される場合の留意点

取材される際には、現場係員の指示に従ってください。また、家畜伝染病防疫上の観点から養鶏場への取材については、厳に慎むようお願いいたします。

調査日程については作業の進捗状況に合わせて刻々と変動すること、また、ウイルス拡散を防止する観点から、取材については上記場所の付近のみとさせていただきますので、ご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

生産者等の関係者や消費者が根拠のない噂などにより、混乱することがないよう、ご協力をお願いいたします。

【留意事項】

- ・ 鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥との濃密な接触等の特殊な場合を除いて、通常では人には感染しないと考えられています。日常生活においては、鳥の排泄物等に触れた後には手洗いとうがいをしていただければ、過度に心配する必要はありませんので、冷静な行動をお願いいたします。
- ・ 周辺地域のみならず国民の皆様におかれては、「野鳥との接し方について」(http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/manual/20101204.pdf)に十分留意されるようお願いいたします。

【取材について】

- ・ 現場での取材は、ウイルスの拡散や感染を防ぐ観点から、厳に慎むようお願いいたします。

環境省はホームページで高病原性鳥インフルエンザに関する様々な情報を提供しています。(http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/)

平成28年11月21日(月)

自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室

直 通：03-5521-8285

代 表：03-3581-3351

企 画 官：東岡 礼治 (内線6475)

鳥獣専門官：根上 泰子 (内線6676)

(秋田の案件について)

自然環境局総務課動物愛護管理室

直 通：03-5521-8331

代 表：03-3581-3351

室 長：則久 雅司 (内線6651)

室長補佐：徳田 裕之 (内線6652)